



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
発行人 井上超由／編集人 山中章由  
所在地 滋賀県行政書士会館  
〒520-0056  
大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)  
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp  
URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

## 会長を退任するにあたって



滋賀県行政書士会会长 井上 超由

平成29年5月に滋賀県行政書士会会长に就任し、3期6年間会長職を務めさせていただきました。本年5月の定時総会をもって退任いたします。会員の皆様には6年間大変お世話になり、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、6年前の会長就任にあたり、本誌において会員の皆様に、①研修会の充実、②会員への情報提供、③官民からの業務受託の拡充、④積極的な行政書士の広報活動、⑤業務の確保、に注力して取り組む旨を書かせていただきました。その後、年度毎に事業計画を策定する際も、就任直後に掲げた課題には継続して取り組む内容にしておりました。

そして、令和3年9月にデジタル庁が設置されるなど、行政手続のデジタル化が急速に進み、デジタル化への対応にも重点を置いて取り組みました。令和3年3月に「滋賀県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願を県議会で採択いただいたことはデジタル化を見据えたものです。この請願採択を受けて、令和3年8月に滋賀県総務部長から「行政書士法遵守の徹底等について」の通知が県の各部署に発令され、県の作成する申請書等の様式には、電子申請のフォームも含めて行政書士代理人欄を設けるように指示されており、現在、県の様式において、行政書士代理人欄を設けた様式を作成していただいております。

また、行政書士が社会からさらなる信頼を受ける存在になる必要があるとの思いから、公益事業にも積極的に取り組みました。まず令和元年に部の再編を行い、新たに公益事業部を設置し官民からの業務受託も含めて担当させることにしました。なお、部の再編時には監察部と法務部を統合し法規監察部としております。新たに設置した公益事業部は、県内自治体との災害時協定の締結や法教育を滋賀会として初めて行うなど具体的な結果を出しております。官民からの業務受託においては、経営事項審査業務等従来から受託していた業務に加え、滋賀県の設置した「外国人材受入サポートセンター」や滋賀県市町入札参加資格審査申請業務

への行政書士の常時派遣や、同じく県が開設した「新型コロナウイルスワンストップ相談窓口」の運営受託など新たな業務を受託することもできました。

ところで、行政書士会の運営は、会則等ルールに沿った公正な組織運営が求められます。この点、適正な手続（デュープロセス）を重視した運営を心がけてまいりました。特に、単位会長処分などの会員への不利益処分に際しては、顧問弁護士からのアドバイスもいただき、何度も弁明の機会を用意する等刑事司法手続にも準じた手続を行う等慎重を期しました。

また、合議制の機関である委員会は言うまでもなく、部や部会においても、部長、部会長等の部門の長だけで判断するのではなく、その長が部員、部会員等との協議を重視するようにもお願いしてまいりました。会長としても、正副会長会や部長会を積極的に開催して、名誉会長、副会長、部長、事務局長との協議を頻繁に行いました。このことは、今後も会務を担っていただく多くの役員等に様々な意思決定の場に関与していただくことで、組織としての決断をしていくための経験にもなり、各種事業をシームレスに引き継いでいくためにも有用であったと思っております。

ただ、協議を重ねて意思決定をしていくことは、組織としての意思決定が遅くなる場合があります。そこで、案件ごとの重要度や緊急性等により優先順位をつけて対応することや情報通信技術（ICT）の活用を重視しました。滋賀会では、従来から活用していたメーリングリストに加えて、チャットシステムである「Slack」を導入して、決裁や様々な協議を行うようにしました。新型コロナウイルス感染症の影響により始めたWeb会議も積極的に活用しております。「Slack」はスマートフォンでの利用もし易く、決裁や意思決定のスピードが圧倒的に早くなりました。

最後になりましたが、会長就任中に会務に携わっていただいた役員等の皆様、事務局の皆様のご協力があり6年間なんとかやってくることができました。ありがとうございました。